

吉見町電子入札に係る建設工事等一般競争入札（事後審査型）試行要領

（令和2年8月18日 町長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、町が発注する建設工事請負契約等に係る一般競争入札において、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」（電子入札システムにおける呼称は「ダイレクト入札」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 事後審査型入札の対象は、建設工事、業務委託及び物品の購入並びに借入れ（以下「建設工事等」という。）とし、電子入札システムにより一般競争入札に付する建設工事等のうち、入札参加資格の審査を入札執行後に行う建設工事等として町長が指定したものとする。

（入札参加資格）

第3条 入札に参加する者に必要な資格は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2） 吉見町競争入札参加資格者名簿に対象となる建設工事等に対応する業種で登載されている者であること。
- （3） 吉見町の締結する契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を公告日から入札日までの期間に受けていない者であること。
- （4） 吉見町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外措置を公告日から入札日までの期間に受けていない者であること。
- （5） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始決定後に、別に定める手続きにより入札参加資格者の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- （6） 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始決定後に、別に定める手続きにより入札参加資格者の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、建設工事等の種類、規模等により案件ごとに入札参加資格を定めることができるものとする。

（公告内容等の決定）

第4条 入札の公告内容等は、吉見町競争入札等業者選定委員会（以下「委員会」という。）に諮り、前条に定める入札参加資格のほか公告の内容等を委員会において決定するものとする。

（入札の公告）

第5条 入札の公告（様式第1号）は、電子入札システム及び吉見町ホームページに掲示して行うものとする。

(入札参加)

第6条 入札参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し「競争参加資格確認申請書」を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

- 2 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、当該入札に参加することができる。

(現場説明会)

第7条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(設計図書等)

第8条 設計図面、仕様書、特記仕様書及び入札金額の見積に必要な図書(以下「設計図書等」という。)は、原則として電子入札システムからダウンロードすることにより配布するものとする。ただし、電子入札システムによる配布が困難な場合は、他の方法により配布するものとし、その方法は公告において指定するものとする。

- 2 入札参加希望者からの質問及びその回答は、電子入札システムにより入札参加希望者に周知するものとする。

(入札保証金)

第9条 入札保証金の納付及び減免については、吉見町契約規則(昭和41年規則第4号。以下「契約規則」という。)第4条及び第6条の規定によるものとする。

- 2 入札保証金は、入札の終了後、請求書(様式第4号)に基づき、これを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充当するものとする。
- 3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第4項の規定に基づき還付しないものとする。

(入札金額見積内訳書)

第10条 入札参加者は、公告に入札金額見積内訳書の作成について記載がある場合、初度入札時に入札金額見積内訳書を提出しなければならない。

(入札の執行)

第11条 初度入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行できるものとする。

- 2 再度入札は1回までとする。

(不調時の取扱い)

第12条 再度入札によっても、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者又は予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札を行った者(以下「落札候補者」という。)がない場合は、日時を改めて一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付することができないときは、随意契約によることができるものとする。

(入札の辞退)

第13条 入札辞退の取扱いに関しては、吉見町電子入札運用基準に定めるところによるものとする。

(入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争参加資格確認申請書を提出しない者がした入札
 - (2) 入札参加資格審査のための指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札
 - (3) 電報、電話及びファクシミリによる入札
 - (4) 不備のある入札金額内訳書を提出した者がした入札
 - (5) 明らかに連合によると認められる入札
 - (6) 虚偽の競争参加資格確認申請書を提出した者がした入札
 - (7) その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (落札決定の保留)

第15条 町長は、落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

(入札参加資格の審査に必要な書類の提出)

第16条 町長は、落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「第一順位の落札候補者」という。）に対し、速やかに落札候補者通知書（様式第2号）により連絡を行い、次項に定める書類の提出を求めるものとする。

2 第一順位の落札候補者は、入札参加資格の有無及び契約保証金の取扱いを確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書（単体企業等にあつては様式第3号、特定建設工事共同企業体にあつては様式第4号。以下「確認申請書」という。）に一般競争入札参加資格確認資料（単体企業等にあつては様式第5号、特定建設工事共同企業体にあつては様式第6号。以下「確認資料」という。）及び特定建設工事共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書を添えて、町長に提出しなければならない。

3 前2項の書類は、第1項の規定により提出を求めた日の翌日から起算して原則として2日（土曜日、日曜日、休日及び年末年始（以下「休日」という。）を除く。）以内に提出しなければならないものとする。

4 第一順位の落札候補者が、前項の規定による提出期限内に確認申請書及び確認資料を提出しないとき又は入札参加資格の審査のために町長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

5 前項の規定に該当する場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると町長が認めるときは、指名停止要綱に基づく指名停止措置を講ずるものとする。

(入札参加資格の審査)

第17条 町長は、参加資格要件に基づき、第一順位の落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が当該要件を満たしていない場合には、次に低い価格を提示した落札候補者（以下「次順位の落札候補者」という。）について審査を行う。この場合において、前条の規定は、次順位の落札候補者について準用する。

2 町長は、入札価格の低い順に落札候補者について順次審査を行い、参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

3 同額の入札を行った落札候補者がいる場合には、くじにより審査の順序を決定する。

- 4 第1項の審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認資料等により行うものとする。
- 5 入札参加資格の審査は、前条第3項に規定する確認資料の提出期限の翌日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に行うものとする。ただし、入札参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。
- 6 入札参加資格の審査は、入札参加資格審査結果調書（様式第7号）により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

（落札者の決定又は入札参加資格不適合者の決定）

第18条 町長は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより通知するものとする。

- 2 町長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者のした入札を無効とし、その者に対して入札参加資格不適合通知書（様式第8号）により通知するものとする。

- 3 落札決定までに落札候補者が、入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は失格とする。

（入札参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第19条 入札参加資格不適合通知書を受け取った者は、入札参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、前条第2項の通知の日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、町長に対して入札参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

- 2 入札参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、不服申出書（様式第9号）を持参又は郵送することにより行うものとする。

- 3 町長は、第1項の説明を求められたときは不服申出書を受理した日の翌日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に、回答書（様式第10号）により回答するものとする。

- 4 第2項の不服の申出は、前条第1項の事務の執行を妨げないものとする。

（契約保証金）

第20条 契約保証金の納付、減免及び還付については、契約規則第15条及び第16条の規定によるものとする。

- 2 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法第234条の2第2項の規定により還付しないものとする。

（その他）

第21条 この要領に特別の定めがない事項は、吉見町電子入札運用基準並びに一般競争入札及び指名競争入札に関する諸規程等の例によるものとする。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

（この様式は例示であるので、公告内容に応じて適宜変更すること。）

吉告第 号

吉見町建設工事等一般競争入札（事後審査型）公告

工事について、下記のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については、吉見町電子入札に係る建設工事等一般競争入札（事後審査型）試行要領の規定によるものとする。

年 月 日

吉見町長

記

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名
- (2) 工事場所
- (3) 工事期間 契約の確定の日から 年 月 日まで
- (4) 工事概要
- (5) 業種名および工事分類名
- (6) 入札手続等の方法

本工事は、吉見町電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

2 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は次に示す期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書を提出すること。

年 月 日（ ） 時 分から
年 月 日（ ） 時 分まで

3 入札執行の日時等

- (1) 入札書提出期間
年 月 日（ ） 時 分から
年 月 日（ ） 時 分まで
- (2) 開札日時
年 月 日（ ） 時 分

4 入札に参加できる者の形態

単体企業 経常建設工事共同企業体 特定建設工事共同企業体 とする。

(特定建設工事共同企業体による施工の場合は、以下の文言を加える。)

- ・本件入札において、複数の共同企業体の構成員となることはできない。
- ・経常建設工事共同企業体が、特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) ○○・○○年度吉見町競争入札参加資格者名簿に○○○○工事の業種で登載されている者であること。
- (3) 吉見町の締結する契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を公告日から入札日までの期間に受けていない者であること。
- (4) 吉見町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外措置を公告日から入札日までの期間に受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始決定後に、別に定める手続きにより入札参加資格者の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始決定後に、別に定める手続きにより入札参加資格者の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

6 入札参加資格の有無の確認

吉見町電子入札に係る建設工事等一般競争入札（事後審査型）試行要領に基づき、入札執行後に落札候補者とされた者については、一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出し、入札資格の確認を受けなければならない。

7 設計図書等

電子入札システムからダウンロードして使用するものとする。

(※ただし、印刷物又はコンパクトディスク等の電子媒体（以下「電子媒体」という。）により行う場合は、有料又は無料の貸与又は配付を行うものとし、その都度発注課にて定めるものとする。)

8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質問書を電子入札システムにより提出すること。

- (1) 受付期間

年 月 日 () 時 分まで
(電子入札システムが稼働していない時間を除く。)

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、電子入札システム上で掲示する。

掲示期間

年 月 日 () 時 分から
年 月 日 () 時 分まで
(電子入札システムが稼働していない時間を除く。)

9 現場説明会

開催しない。

10 入札保証金

免除する。(吉見町契約規則(昭和41年吉見村規則第4号)第6条の規定を満たす場合に限る。)

(1) 同規則第6条第1項第2号の規定による入札保証金の納付免除を希望する場合は、種類及び規模をほぼ同じくする案件に該当する契約書の写し(当該契約が共同企業体の実績である場合は、代表構成員としての実績である場合に限る。)又は当該契約にかかる完成検査結果通知等の履行を証明するものの写しを提出すること。

(2) 落札者が契約を締結しないときは、その者にかかる入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法234条第4項の規定により町に帰属するものとする。

(免除しない場合の記載方法)

(1) 入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額(入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額)の100分の5以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

参加申請書提出時に配布する納付書兼領収書等により、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込むこと。

(3) 納付期限 年 月 日

(4) 吉見町契約規則第6条の規定により納付をさせないことができる。

(5) 入札保証金は、入札の終了後、入札に参加した者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付する必要がある契約保証金があるときは、これに充当する。

なお、落札者がその責に帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。

11 最低制限価格

設定する（最低制限価格未満の入札をした者は、この入札におけるそれ以降の入札に参加できません。）

設定しない

12 入札に関する注意事項

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札金額見積内訳書を初度入札時に入札書とともに提出すること。
- (3) ※入札に参加する者の数が1者であるときは、入札を執行しない。
※入札に参加する者の数が1者であっても入札を執行する。
- (4) 再度入札は1回までとする。
- (5) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
- (6) 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上あったときは、共同システムによる電子くじにより、落札者を決定するものとする。この場合、当該入札者はくじを辞退することはできない。
- (7) 一度提出した入札書の撤回又は訂正をすることはできない。

13 契約の時期

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉見町条例第4号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取りかわし、町議会の議決後に本契約を締結する。

14 契約保証金

- (1) 落札者は契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付については、保証会社との間に吉見町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した者は、免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

15 支払条件

(1) 前金払

する（その金額は、契約金額の40%以内とし、10万円未満の端数は切り捨てる。）
／しない

(2) 部分払

する。（回以内）／しない

16 その他

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。

(3) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

17 この公告に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

(2) 電話番号

様式第2号（第16条関係）

（この様式は例示であるので、公告内容に応じて適宜変更すること。）

第 号
年 月 日

落札候補者通知書

様

吉見町長

（公印省略）

貴社が先に入札した下記工事について、貴社が落札候補者となりましたので、入札公告に示す一般競争入札参加資格等確認申請書に、一般競争入札参加資格確認資料（特定建設工事共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書）を添えて提出してください。

記

公 告 日	年 月 日
開 札 日	年 月 日
工 事 名	
工 事 場 所	
提 出 期 限	年 月 日
提 出 先	吉見町 課 担当 担当者 電話 (内線)

様式第3号（第16条関係 単体企業・經常建設工事共同企業体）

（この様式は例示であるので、公告内容に応じて適宜変更すること。）

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

吉見町長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者

下記工事の入札公告に示された一般競争入札参加資格確認資料を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、地方自治法施行令167条の4に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 年 月 日
- 2 工 事 名
- 3 工 事 場 所
- 4 連 絡 先
 - (1) 担当者所属・氏名
 - (2) 電話番号
- 5 添 付 資 料

様式第4号（第16条関係 特定建設工事共同企業体）

（この様式は例示であるので、公告内容に応じて適宜変更すること。）

一般競争入札参加資格等確認申請書

年 月 日

吉見町長 様

特定建設工事共同企業体の名称 _____

代表構成員	住	所
	商号又は名称	
	代	表 者
構 成 員	住	所
	商号又は名称	
	代	表 者

下記工事の共同請負のため、特定建設工事共同企業体を結成したので、入札公告に示された一般競争入札参加資格確認資料及び特定建設工事共同企業体協定書を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、各構成員とも地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 年 月 日
- 2 工 事 名
- 3 工 事 場 所
- 4 連 絡 先
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 担当者所属・氏名
 - (3) 電話番号
- 5 添 付 資 料

様式第5号（第16条関係 単体企業・経常建設工事共同企業体）

（この様式は例示であるので、公告内容に応じて適宜変更すること。）

一般競争入札参加資格等確認資料

商号又は名称 _____

- 1 対象工事に対応する業種に係る発注標準額の業者区分（格付け）

--

- 2 対象工事に対応する業種に係る直前の許可（登録）年月日

年 月 日 （許可／登録）

- 3 建設業法に基づく許可を受けた営業所の主たる所在地

--

- 4 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

（ 年 月以降の施工実績の根拠となる契約書の写し等を添付すること。）

工 事 名 称 等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月
	受注形態等	単体／共同企業体（出資比率 %）	単体／共同企業体（出資比率 %）
工事概要			

※1 過去 年間の同種・類似工事の施工実績について記入すること。

※2 共同企業体による施工の場合は、出資比率 %以上の工事に限る。

5 当該工事に配置予定の技術者

(配置予定の技術者の資格及び従事した工事の施工経歴の根拠資料を添付すること)

技術者区分			
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工期	年月～年月	年月～年月
	従事役職		
工事実績	工事名		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年月～年月	年月～年月
	従事役職		
実績	工事名		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年月～年月	年月～年月
	従事役職		

様式第6号（第16条関係 特定建設工事共同企業体）

（この様式は例示であるので、入札参加資格等に応じて、適宜、内容を変更すること。）

一般競争入札参加資格等確認資料

特定建設工事共同企業体の名称 _____

1 対象工事に対応する業種に係る発注標準額の業者区分（格付け）

	商号又は名称	格付け
代表構成員		
構 成 員		

2 対象工事に対応する業種にかかる直前の許可(登録)年月日

	商号又は名称	許可（登録）年月日
代表構成員		年 月 日（許可／登録）
構 成 員		年 月 日（許可／登録）

3 建設業法に基づく許可を受けた営業所の主たる所在地

	商号又は名称	所 在 地
代表構成員		
構 成 員		

4 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

（ 年 月 以降の施工実績の根拠となる契約書の写し等を添付すること。）

代表構成員の商号または名称			
工 事 名 称 等	工 事 名 称		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月
	受注形態等	単体／共同企業体 (出資比率 %)	単体／共同企業体 (出資比率 %)
工 事 概 要			

※1 過去 年間の同種・類似工事の施工実績について記入すること。

※2 共同企業体による施工の場合は、出資比率 %以上の工事に限る。

5 当該工事に配置予定の技術者

(配置予定の技術者の資格及び従事した工事の施工経歴の根拠資料を添付すること)

技術者区分			
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工期	年月～年月	年月～年月
	従事役職		
工事実績	工事名		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年月～年月	年月～年月
	従事役職		
実績	工事名		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年月～年月	年月～年月
	従事役職		

様式第7号（第17条関係）

（この様式は例示であるので、公告内容に応じて適宜変更すること。）

入札参加資格等審査結果調書

工 事 名	
工 事 場 所	
開 札 日	
落 札 候 補 者	

【資格要件】

入札参加資格	適	否（理由： ）
資格者名簿への登載	適	否（理由： ）
経営事項審査	適	否（理由： ）
指名停止期間中でない	適	否（理由： ）
資格審査数値や格付	適	否（理由： ）
本店所在地	適	否（理由： ）
施工実績	適	否（理由： ）
配置予定技術者	適	否（理由： ）

【確認結果等】

上記のとおり落札候補者が 適格 ・ 不適格 であることを確認しました。

年 月 日

確認者 職・氏名

- ※1 審査項目は、適・否のいずれかに○印を付し、否の場合はその理由を記載すること。
- ※2 必要のない審査項目は抹消し、必要に応じ適宜審査項目を追加すること。

様式第8号（第18条関係）

（この様式は例示であるので、公告内容に応じて適宜変更すること。）

第 号
年 月 日

入札参加資格不適格通知書

様

吉見町長

印

年 月 日付けで申請のありました事後審査型一般競争入札参加資格について審査した結果、下記のとおり不適格と認められましたので通知します。

記

- 1 入札公告日 年 月 日
- 2 工 事 名
- 3 工 事 場 所
- 4 不適格と認められた理由

《不服の申出について》

入札参加資格を満たさないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求められますので、本通知の日の翌日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に不服申出書を 課に持参のうえ提出してください。

様式第9号（第19条関係）

（この様式は例示であるので、公告内容に応じて適宜変更すること。）

不服申出書

年 月 日

吉見町長 様

1 不服申出者

住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
電話番号	
建設業許可番号	

2 不服申出の対象となる工事名

工 事 名	
-------	--

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

様式第10号（第19条関係）

（この様式は例示であるので、公告内容に応じて適宜変更すること。）

第 号
年 月 日

様

吉見町長

印

回 答 書

年 月 日付けで不服申出があった件について、下記のとおり
回答します。

記

1 不服申出の対象とされた工事名

工 事 名	
-------	--

2 不服のあった事項

3 2の主張の根拠とされた事項

4 回答内容